

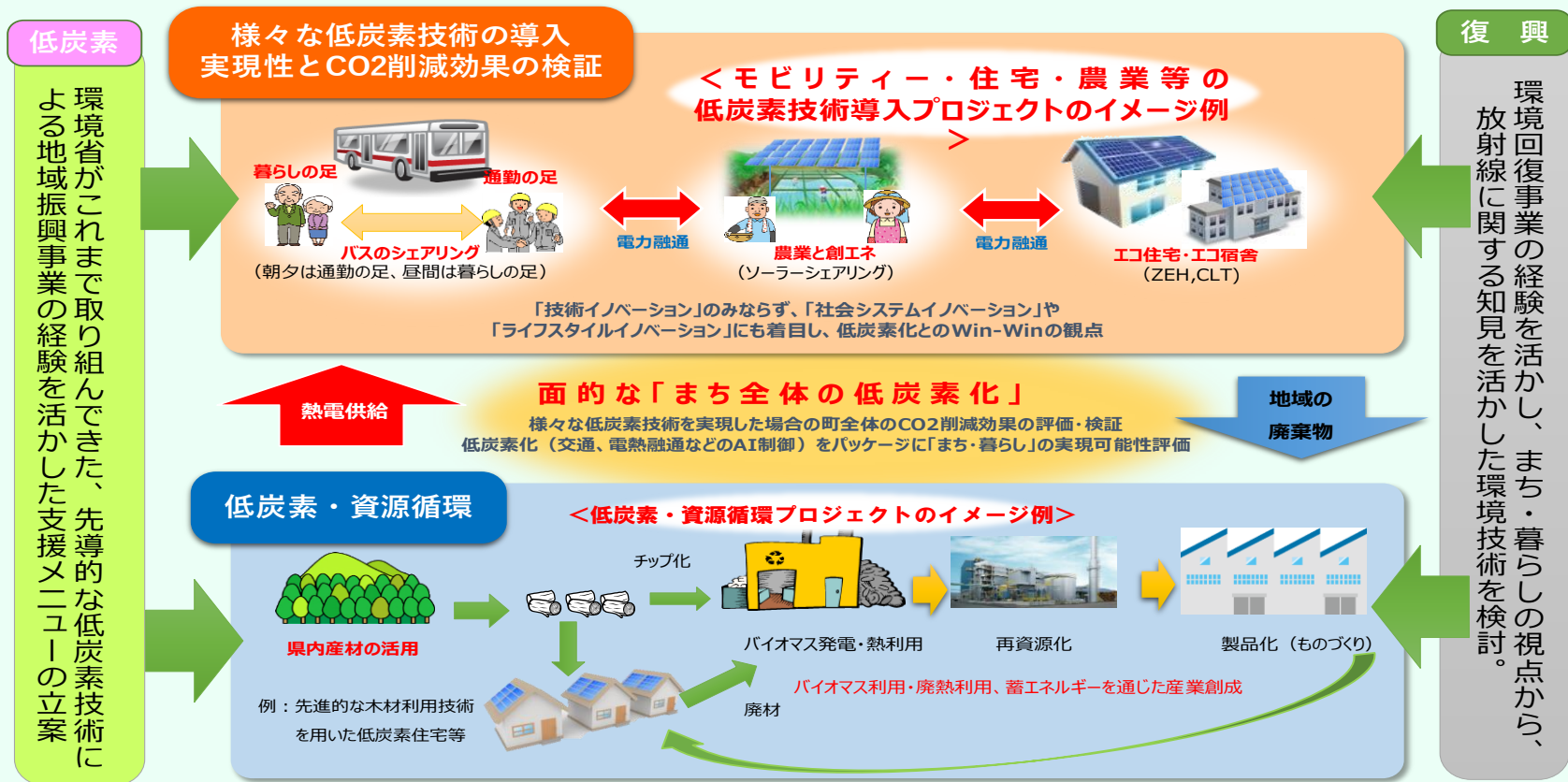
2. 福島の復興創生に向けた 未来志向の取組

新たなステージに向けた「未来志向の取組」

- 福島特措法に基づく復興再生拠点等を対象として、「町全体の復興と低炭素化の両立」に向けた取組を推進するためのフィージビリティ・スタディーを実施予定※。
- 具体的には環境回復事業と連携しつつ、低炭素の視点を最大限ビルトインした町の復興の絵姿を描き、各種事業によるCO2削減効果の評価や、事業の実現可能性の検証を実施。

※2018年度新規事業：【低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS事業(エネルギー特別会計:予算額2億円)】

まち・暮らしの創生に関わる多様なプロジェクトの発掘に向けたフィージビリティ・スタディーを実施予定



中間貯蔵施設の工事におけるICTの活用

- 今後、中間貯蔵施設の工事が更に進展することから、環境省では、ICT(情報通信技術)を活用した効率的な施工に取り組んでいく。
- ICTの活用により工事の品質と生産性が向上し、中間貯蔵施設の整備等をさらに加速化することで、福島復興を推進。
- また、ICTの活用により、作業時間の短縮等による被ばく線量の低減や、燃料消費量の削減による二酸化炭素の排出抑制等の環境保全に取り組む。
- さらに、ICTの活用により、作業に携わる方の労働環境を改善し、魅力的な職場づくりに努める。

<中間貯蔵施設の工事におけるICTの活用例>

(1) 測量、設計段階

- ・無人航空機(UAV)を用いた空中写真測量、レーザー測量

(2) 施工段階

- ・全球測位衛星システム(GNSS)を用いた造成時の締固めの転圧回数管理
- ・熱画像リモートセンシング検査による遮水シート接合部の融着作業の監視

(3) 運転段階

① 輸送

- ・GNSSを活用した輸送管理システムによる輸送車両の運行管理

② 受入分別

- ・土質判別システムによる改質材添加量の自動制御

③ 土壌貯蔵

- ・マシンガイダンス、マシンコントロール機能付き重機による除去土壌の埋立て

(4) 分野横断

- ・個人線量計自動読取装置を用いた線量の管理

(参考)中間貯蔵施設の工事におけるICTの活用具体例

(1) 測量、設計

- UAVを用いた写真測量 (着手前および完成時)



ドローン

- マシンガイダンス付バックホウ、マシンコントロール付バックホウによるICT施工用3次元データの作成

衛星

(3)-② 受入・分別施設

- ITVカメラを用いた作業の監視

- 集中監視室での遠隔リアルタイム監視

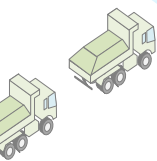
中間貯蔵施設に特有のICT

- 土質判別システムによる改質材添加量の自動制御



(3)-① 輸送管理

- GNSS運行管理システムの活用



(4) 分野横断

- ポケット線量計自動読取装置の利用



現場事務所
サーバー



ポケット線量計

(2) 施工段階

- 熱画像リモートセンシング検査による接合部の融着作業中の監視



(3)-③ 土壌貯蔵施設

- 遮水工でのマシンコントロール付バックホウによる保護土施工

- 「バックホウ3Dマシンガイダンスシステム」を用いた造成工・堰堤工の施工、品質管理の効率化

- GNSSによる「敷均し・締固め管理システム」を用いた造成工・堰堤工の施工、品質管理の効率化

【環境保全効果】

- 運行管理システムによる急発進、アイドリングストップなどの監視により、輸送車両によるCO₂排出量を低減
- ICT土工の導入による敷均し・締固めの効率化により、CO₂排出量を低減
- ITVカメラでの常時監視により、漏洩・拡散の防止

中間貯蔵施設の工事におけるICTの活用による二酸化炭素排出抑制効果の検証

- ICT施工のCO2排出抑制効果を把握・検証することにより、環境面の対策効果を見える化。
- こうしたICT活用促進方策の実施により、対策導入が進み、**建設業全体の低炭素化に貢献**。

業務内容

(1)CO2排出抑制効果が見込まれるICTの抽出

NETIS(新技術情報提供システム)記載情報や事業者へのヒアリングから、CO2排出抑制が見込まれる技術を抽出する。

(2)中間貯蔵工事等でのデータ収集等を通じた、ICT施工のCO2排出抑制効果の検証

通常施工(ベースライン)とICT施工(対策ケース)のデータ収集方法やCO2排出抑制効果の算定方法を検討し、工事現場においてデータ収集等を行い、CO2排出抑制効果を検証する。

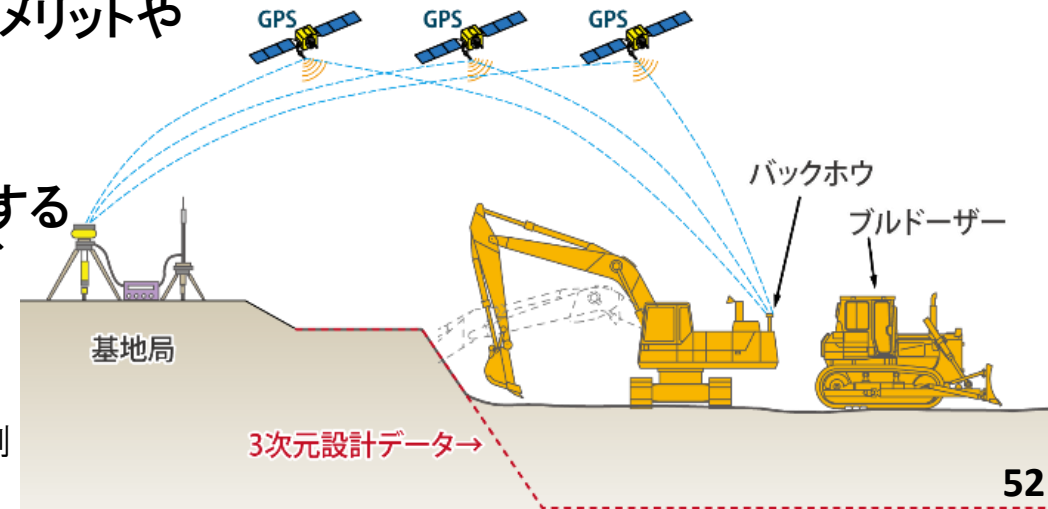
(3)建設業のCO2削減ポテンシャルの推計、CO2排出抑制以外の効果の検証

収集したデータ等を用いて、建設業全体のCO2削減ポテンシャルを推計する。また、ICT活用のコストメリットや被ばく低減効果についても検証する。

(4)建設業のICT活用促進方策の検討

CO2削減を進める観点から、ICTの活用を促進するための具体的な方策(事業者へのインセンティブ措置など)を検討する。

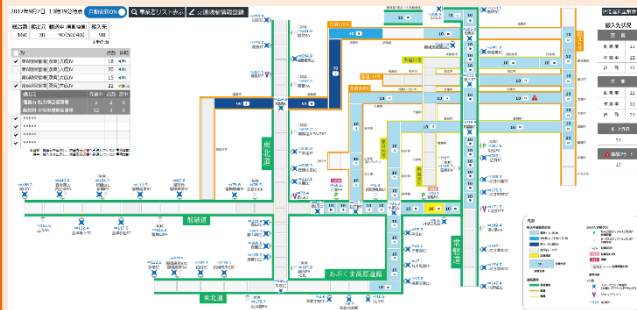
ICT建機を用いた掘削作業の効率化の例
(3次元設計データに合せたマシン制御)



中間貯蔵施設の管理等におけるICTの活用

- 除去土壌等の輸送統括管理、中間貯蔵施設区域への入退域管理、区域内の管理業務においてICTを活用し、業務の効率化や作業員の被ばく線量低減等に取り組む。

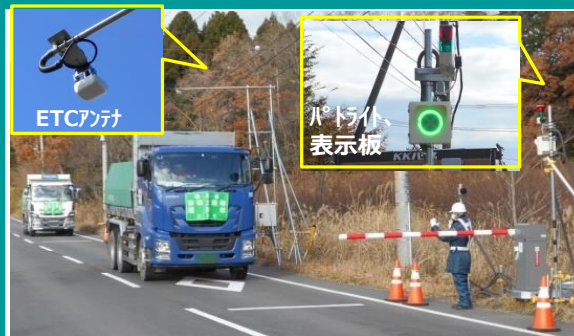
総合管理システムを用いた輸送統括管理



複数事業者による輸送が安全かつ確実に行われるよう監視

輸 送 路

入退域ゲートの自動化 (ETCシステムの採用)



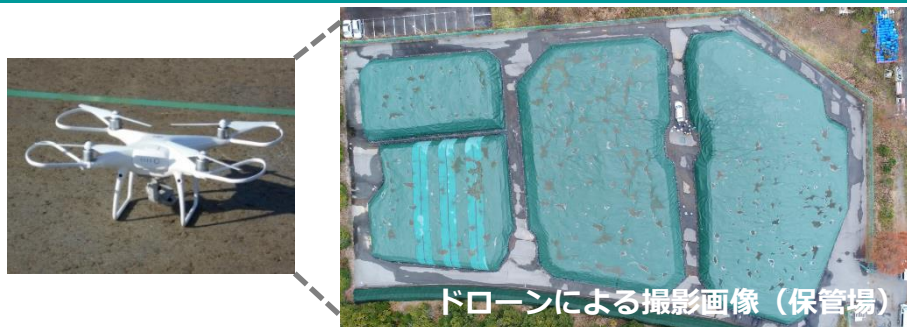
入退域の確認を効率的に行い、ゲートでの渋滞発生抑制等に寄与

スクリーニングの自動化



輸送車両のスクリーニング検査の迅速化を図る

保管場等管理におけるドローンの活用



保管場や取得用地などの管理に必要な画像情報を効率的に取得

中間貯蔵施設区域

3. 放射線リスクコミュニケーションの取組

放射線リスクコミュニケーションに関する展開のポイント

- 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」(2017年12月12日)において、政府一丸となって、産業・生業の再生の大前提であり、被災者が安心して生活を送るために必要な風評払拭に取り組むことが決定。
- そこで、環境省では本戦略に基づき、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の観点で、以下の取組を実施する。

！ 知ってもらう（放射線に関する正しい知識の理解と誤解の払拭）

全国の自治体職員等のための**研修**、
児童生徒・保護者、教師等のための**セミナー**、
NPO等と連携した**車座集会の充実強化**



相談員支援センターによる
・相談員等の**好事例の共有**、相談員等と
放射線の**専門家等との連携強化の枠組**
みの創設



・相談員等を活用した**東京電力福島第一
原子力発電所の情報共有・発信**



除染等の結果、**地域社会が
どのように再生に向かっ
ているのか**を一連の流れで理
解できるように、**環境再生プ
ラザ**等による**情報発信を強
化**



！ 知ってもらう（放射線に関する正しい知識の理解と誤解の払拭）

！ 食べてもらう（農林水産物の風評の払拭）

！ 来てもらう（観光業における風評の払拭）

新宿御苑をはじめとした**国民公園等**を活用した**積極的
な情報発信**

- ① 地域社会がどのように再生に向かっているか
- ② 福島県産品の「魅力」や「美味しさ」
- ③ 歴史や自然、被災後の福島ならではのコンテンツ



！ 来てもらう（観光業における風評の払拭）

教育旅行の行き先決定前の**保
護者向け説明会等**における放射
線の正しい知識及び**滞在場所の
放射線量の状況の説明**



外国人**プロガー**による
現地訪問・取材を通じた
**福島県の食・農・観光の
見どころの発信**



放射線の健康影響等に関する情報の共有

相談員や自治体職員の活動を支援するため

① 住民がふるさとに戻った時の暮らしの手引きの作成



専門家や住民、相談員等が協力し、住民目線で、「疑問や不安を解決・納得するための考え方や参考情報(助言やヒント)」をまとめた冊子『暮らしの手引き(専門家に聞いた放射線30のヒント)』を作成。

② 相談員支援センター



住民を身近で支える相談員等のための「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」において、自治体や相談員等からのニーズ収集、ニーズを踏まえた研修会、専門家派遣等を実施。

③ 人材の育成



放射線に関する住民の健康不安や悩み相談に対応する人材の育成のため、保健医療福祉関係者、教育関係者、自治体職員等を対象に、自治体のニーズに合わせた研修を全国で実施。

住民の放射線に関する理解を手伝うため

④ 住民の理解増進



福島県及び福島近隣県の住民を対象に放射線の基礎知識や健康影響等について講話する住民セミナーを開催。また、少人数での意見交換会(車座集会)を開催し、双方向のコミュニケーションを基調とした場を設けている。

⑤ 被ばく線量把握事業

帰還した住民の希望者に、不安軽減のため個人線量計を配布し、外部被ばく線量を把握していただくとともに、ホールボディ・カウンタで内部被ばく線量の測定を行い、帰還地での個人の被ばく線量を把握してもらう。



全国に正しい情報を発信していくため

⑥ 正確な情報発信

様々なリスクコミュニケーション活動に資する、放射線に関する科学的知見や関係省庁等の情報等を横断的に集約した統一的な基礎資料を作成、毎年度更新。また、府省庁、自治体等のウェブサイトのコンテンツを週1回更新。これらを「放射線の健康影響に関するポータルサイト」に掲載。



住民がふるさとに戻った時の暮らしの手引きの作成

- 避難指示の解除後に、帰還した(帰還を検討している)住民がふるさとで安心して生活していくためには、生活関連の放射線に関する疑問や不安について、「住民の方々が自ら考え、納得するための物差し(考えるポイント)」が必要。
- 生活関連の放射線に関する疑問や不安等について、専門家や住民、相談員等が協力し、住民目線で、「疑問や不安を解決・納得するための考え方や参考情報(助言やヒント)」を検討。その結果をまとめた冊子『暮らしの手引き(専門家に聞いた放射線30のヒント)』を作成。



※相談員や生活支援相談員、学校の教師等が住民と共に閲覧しながら利用することを想定。自治体職員や放射線相談員、復興支援員、保健師、学校の教師、その他住民と接する可能性がある方(福島環境再生事務所職員含む)等に対して、2017年4月から、本冊子の利用方法等について研修をしながら配布。

住民の方々から
疑問等を収集

住民の方々と一緒に、どうや
たら納得しやすいか検討

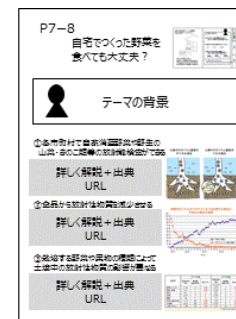
項目	生活関連の疑問や不安の事例
①ふるさとに戻る前(準備期)	<ul style="list-style-type: none"> ○ふるさとに戻って大丈夫でしょうか? ○子供と一緒に戻るか悩んでいます。
②ふるさとに戻った後(復興期)	<ul style="list-style-type: none"> ○洗濯物や布団は外に干して良いですか? ○農作業をしても大丈夫ですか?
③ふるさとで暮らしていくために(将来)	<ul style="list-style-type: none"> ○いつになったら山菜やキノコは自由に食べられますか? ○県外の人にも働いてもらうには?



助言ページ

疑問や不安等について「考えるポイント」を掲載

補足説明



詳細ページ

左記のポイントを補足するため、科学的内容を紹介

相談員支援センターについて

- 「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」(福島県いわき市)において、福島第一原発事故により避難指示が出された12市町村を中心に、住民を身近で支える相談員や自治体職員等に対して科学的・技術的な面から、組織的かつ継続的に活動を支援。

住民を身近で支える相談員の方が抱える現状の課題等の共有や関係省庁・県・市町村の連携の円滑化を図るため、「相談員等実務者会合」を開催
(2017年8月24日、内閣府支援チームとの共催)

【主な意見交換の内容】

- ① **放射線に関する説明**: 国の長期目標である年間1mSvの説明や、放射線による遺伝不安について教育現場での伝え方の工夫が必要。
- ② **相談体制**: 生活面での悩みの奥に放射線の話しがあり、相談対応が困難に。社会福祉協議会や他課との連携した対応が必要。
- ③ **放射線測定体制**: 測定員と住民の間でのコミュニケーションは重要であり、引き続き、食品測定の環境は確保すべき。



現場の相談員等の連携を進め、成功事例や失敗事例の共有を図るためのワークショップの設置の提案



放射線相談員や生活支援相談員等の相談対応にあたる者の連携強化、効果的な事例の水平展開を図るため、「相談員合同ワークショップ」を開催(2017年12月27日、内閣府支援チームとの共催)



放射線相談員や生活支援相談員等が以下の4つのテーマについて、経験を共有するとともに、今後の対応について議論を実施。

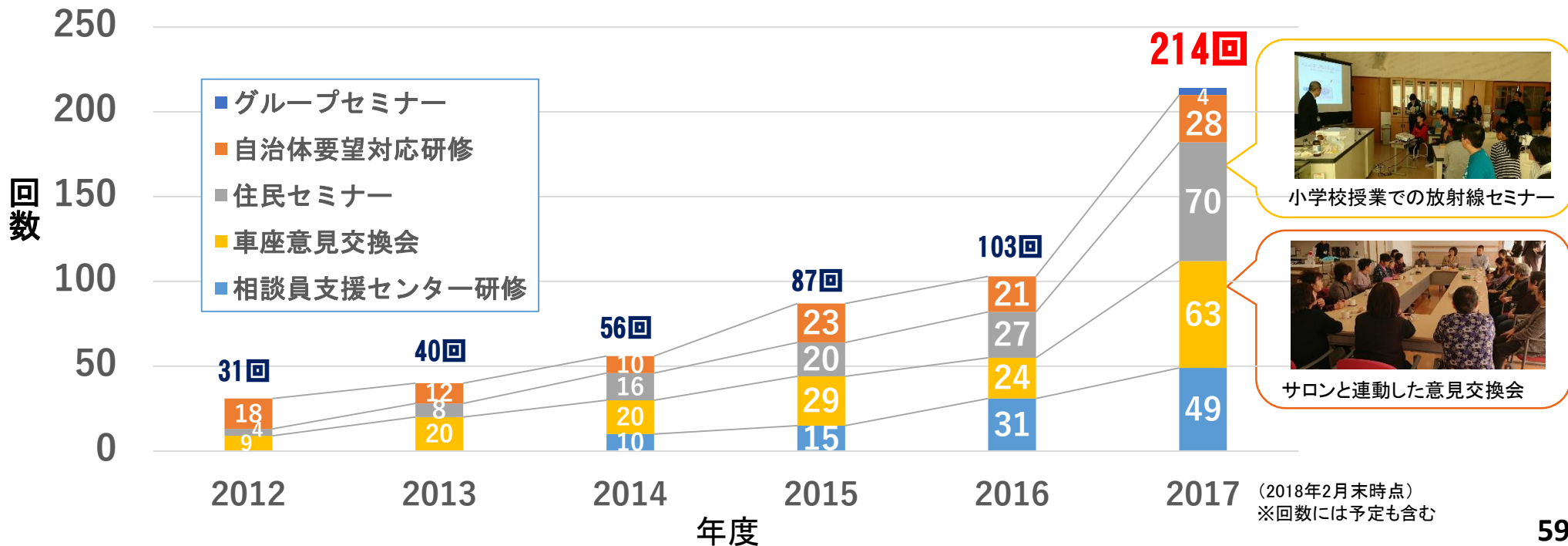
- ①放射線に関する情報の共有、②相談員の充実、③相談員間、他部署との連携、④放射線測定体制

職員等研修会、住民セミナー、車座意見交換会について

- 放射線による健康影響等に関する情報を広く伝えていくため、住民や自治体職員等が集まりやすい様々な機会を活用して職員等研修会、住民セミナー、車座意見交換会を開催。
- 開催回数は増加傾向（2018年2月時点：2012年度比約6.9倍、昨年度比約2.1倍）。

【主な増加理由】

- ①避難指示解除に伴う帰還住民(帰還を検討している住民含む)を対象としたイベントを活用
- ②小・中・高校や大学等の教育現場を活用
- ③自治体ごとの新人・新任職員等を対象とした研修を活用 ほか



地域との情報交換・コミュニケーション(環境再生プラザ)

- 「除染情報プラザ」として2012年1月に開設(2017年7月に現在の名称に改称)。
- 福島の環境回復の歩みや放射線、中間貯蔵などの環境再生に関する情報を伝える拠点として、環境省と福島県が共同で運営。

(主な活動)

- 福島駅前にあるスペースで、展示やアドバイス、セミナーなどを行う。
- パネルや映像などを利用した移動展示を行う。
- 市町村や町内会、学校などへ専門家を派遣する。



展示スペースにおける展示

これまでの来館者数:25,633名
(2012年2月~2018年1月)



移動展示・専門家派遣

移動展示実績:555会場、来場者計59,627名
(2012年7月~2018年1月)
専門家派遣実績:1,340件、受講者計70,594名
(2012年1月~2018年1月)



イベント(くるまざカフェ)

地域において福島再生に取り組む方々と情報を交換し、参加者が経験を共有する場として実施。参加者数のべ738名(2013年6月~2018年1月)

特定廃棄物埋立処分事業に係る情報の公開について

- 地元住民の方々の安心確保と信頼関係の構築のため、情報発信拠点を中心に、地元の子どもからお年寄りまで、幅広くコミュニケーションを深める施策を実施。
- 県内・県外も含め、広く事業の安全性に関する理解を促進し、復興に向けた活動を伝える適切な情報公開を行うことで、風評被害の払しょく及び今後の発生防止を図る。

広く県内・県外に向けた展開

パンフレットの配布

コールセンターの活用

インターネット(WEB)での情報公開

埋立処分事業サイト



- ・概要、安全対策
- ・進捗状況
- ・モニタリングデータ
- ・イベント等の周知

リアルタイムモニタリングサイト



- ・空間線量率等のリアルタイムデータ

地元住民の安心確保にむけた情報接点づくり

情報発信拠点

- ・ライブカメラモニタ
- ・モニタリングデータ
- ・リアルタイム運行状況
- ・体験型モニタリング
- ・参加型イベントの拠点
- ・コミュニケーションの場



処分場見学ツアー

- ・場内展望台の充実
- ・展示等の見学設備の充実
- ・場内見学ツアーの開催

地元での展開

広報誌等の活用

他施設等との連携

信頼関係構築のための取組

小中学校出前講座

環境学習イベント

PR・交流イベント

- ・学生と進める事業
- ・農産物のPR事業
- ・町の魅力発掘事業



福島環境再生の状況の発信(海外放送番組への協力)

- 全国や海外の方々からの支援に感謝するとともに、環境再生の進捗や、風評払拭の取組等について正しい情報を伝えるため、海外放送番組等に協力。

Discovery Channel "Fukushima Diaries"

日本を含むアジア・太平洋地域(約2,700万世帯)で2017年11~12月に放送された。

3人の海外ブロガーがそれぞれ興味の対象を求めて別々の福島県の目的地に分散。訪問先での発見、感動を視聴者に伝える。



CNBC ASIA Channel Japan "Fukushima Today"

日本を含むアジア・太平洋地域(約1,800万世帯)で2017年11月より順次放送された。

番組の主演として、環境回復・復興が進む福島の今を伝えるさまざまな分野のキーパーソンを設定。それぞれキーパーソンにふさわしいテーマに基づく福島の現況や魅力を伝える。

- 第1話『外国人学生が見た福島』
- 第2話『若い力で地域に活力を』
- 第3話『ロボットで地域復興』
- 第4話『物理学者 早野龍五と福島の6年』

★環境省ウェブサイト内「除染情報サイト」にて視聴可能です。

日本語版: http://josen.env.go.jp/movie_event/

英語版: http://josen.env.go.jp/en/movie_publication/cooperation_index.html

2017年度における福島環境再生の状況の発信

- 政府としては、2016年度より5年間を東日本大震災からの「復興・創生期間」として設定し、2017年5月に風評払拭対応を含めた改正福島復興再生特別措置法を施行したところ。
- 環境省としても、既存施策を有機的に連携させることにより、**木戸川等を軸とした環境再生の取組や現状を効果的にアピール。**

新宿御苑イベント

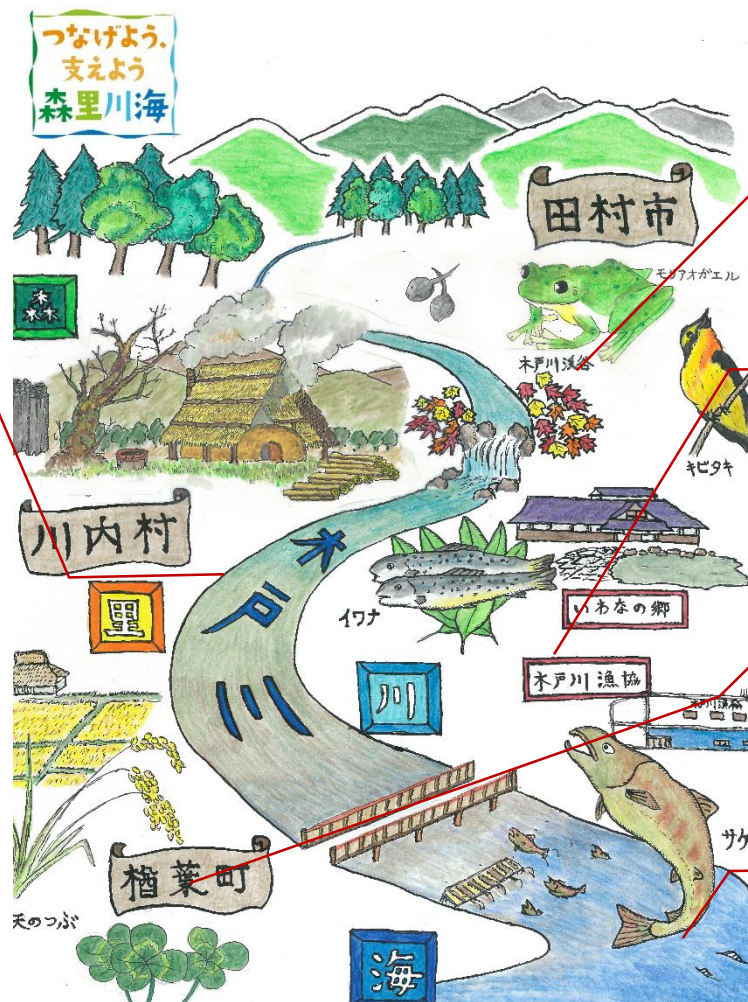
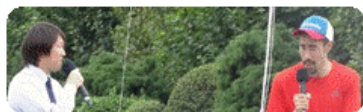
(1)福島県物産品の紹介 (9/30、10/1、11/11、11/12)

- ・福島県の復興に向けた取組及び福島県物産品等の紹介
- ・11月は新宿御苑の菊に関するイベントと同時開催。二本松市の菊の展示や福島県の県産材を使用した取組や、木戸川のサケや会津地方の伝統料理の試食販売
- ・TVやラジオ等のメディア媒体を用いて紹介



(2)木戸川漁協の取組等(サケ漁)の紹介 (10/1)

- ・イベントステージにて、タレントなすび氏と木戸川漁協によるサケ漁再開までの取組等の紹介



木戸川上流部における環境再生の状況を知るツアー(8/28)

- ・タレントなすび氏と学生による木戸川上流部における環境再生の状況の確認



木戸川サケの遡上見学ツアー(10/21,10/22)

- ・木戸川サケの遡上見学ツアーにて、ふ化場の見学の他、サケの放射能測定、試食等



檜葉米の収穫体験(9/30、10/1)

- ・学生ボランティアによる檜葉米の収穫体験、結果の発信

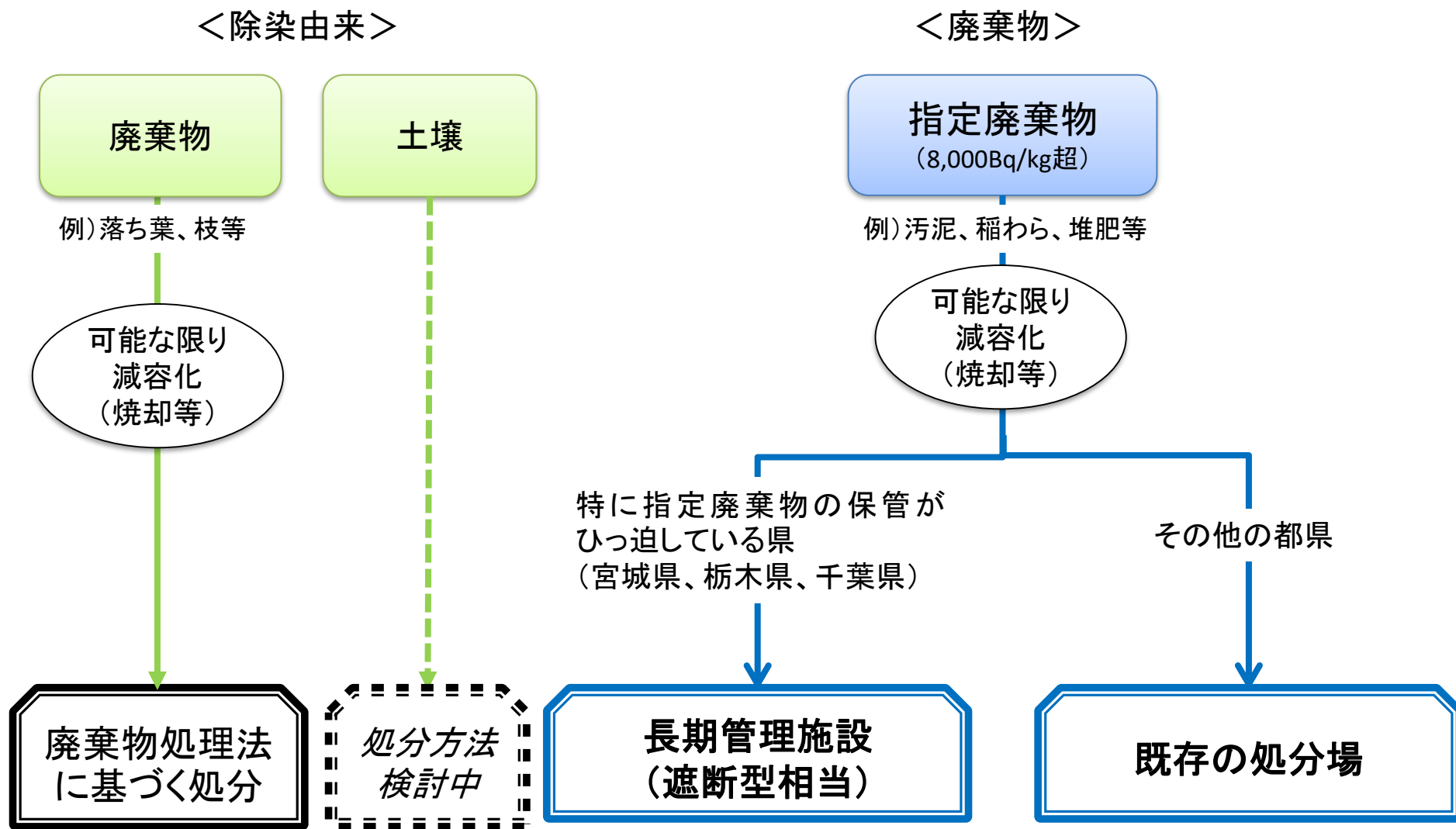


ふくしまみちさがしツアー(7/12~14,10月~11月)

- ・全国パートナーシッププラザ等と福島環境再生を共有するため、農林業や酒造等の営みの場を訪問

4. 福島県外における 環境回復に向けた取組

除去土壌等及び指定廃棄物の処理フロー(福島県以外の都県)



注) 指定廃棄物の処理後のモニタリングは国が実施。

注) 特定廃棄物以外の8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の規定を適用。(一定の範囲については特措法に基づく基準も適用。)

福島県外における除去土壌及び指定廃棄物の状況

- 除去土壌は、現場又は仮置場において適正に保管されている。
- 指定廃棄物は、発生箇所などにおいて分散して一時保管されている。

	除去土壌 (2017年9月30日時点)		指定廃棄物 (2017年12月31日時点)	
	保管箇所数	数量(m3)	指定件数	数量(t)
岩手県	312	26,460	10	475.6
宮城県	149	28,694	31	3,357.5
茨城県	1,035	54,154	26	3,535.7
栃木県	23,997	110,987	79	13,533.1
群馬県	783	4,602	12	1,186.7
埼玉県	48	7,284		
千葉県	1,631	101,149	64	3,710.9
東京都			2	981.7
神奈川県			3	2.9
新潟県			4	1,017.9
静岡県			1	8.6
合計	28,070	333,329※	1,296	27,810.6

※そのほか除染廃棄物142,862m3(2017.9.30時点)を保管

除去土壌の保管の状況



一時保管場の状況(指定廃棄物)



焼却灰



下水汚泥



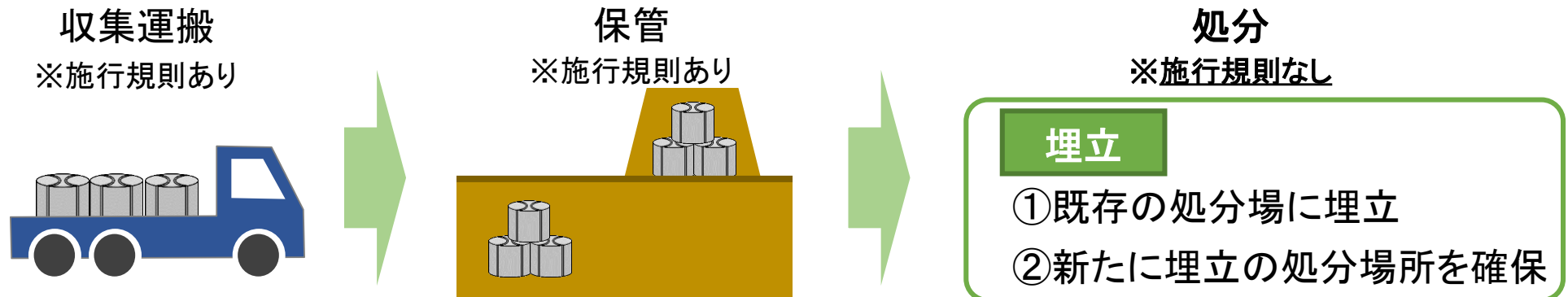
農林業系副産物



浄水発生土 66

福島県外における除去土壌の状況

- 福島県外の市町村が、適切に保管されている除去土壌を集約して埋立処分を行うことを選択する場合には、国が定める処分方法に従って行う必要がある。
 - 処分方法について、**環境回復検討会**の下に「**除去土壌の処分に関する検討チーム**」を設置し、**専門的見地から検討を実施中**。
- ※ 福島県外において保管されている除去土壌の放射性セシウム濃度を推計した結果、中央値は800Bq/kg程度、約95%は2,500Bq/kg以下。



<検討チームにおける主な意見等>

- 福島県外の除去土壌については放射性物質濃度が比較的低く、外部被ばく及び地下水等からの内部被ばくの影響はきわめて低いレベルになると考えられる。
- しかし、地域住民においては安全性に対する不安も大きいと考えられるため、処分方法の検討に当たっては、住民の理解醸成を図ることが重要。

福島県南相馬市における再生利用実証事業に係る知見の共有

- 除去土壌の再生利用に係る知見の共有及び福島県外除去土壌の埋立処分の理解促進に資するため、現地説明会を実施。

現地説明会の実施

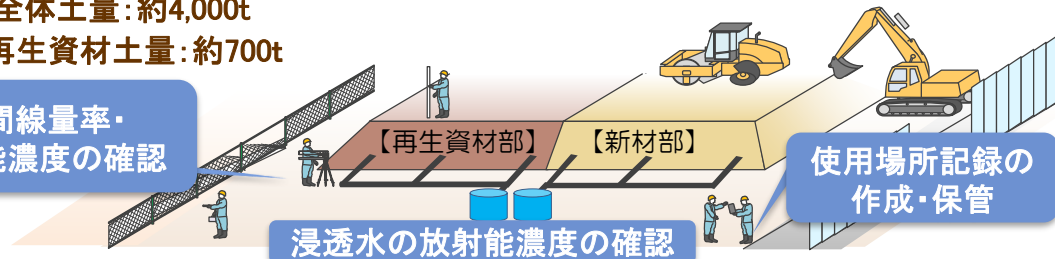
- 日時：2017年9月15日（マスコミ向け）
9月26日、10月16日（自治体向け）
- 場所：南相馬市東部仮置場内実証試験場所
- 内容：事業概要を説明の後、盛土の現場を視察
- 参加自治体数：35自治体（県外19自治体）

<南相馬市における除去土壌の再生利用実証事業(概要)>

再生資材化した除去土壌の安全な利用を段階的に進めるため、再生資材化を行う工程上の具体的な放射線に関する取扱方法及び土木資材としての品質を確保するためのあり方の検討を進めることを目的として実施。

・盛土全体土量：約4,000t
うち、再生資材土量：約700t

空間線量率・
放射能濃度の確認



浸透水の放射能濃度の確認

使用場所記録の
作成・保管



福島県外の除去土壌の埋立処分の実証事業について

- 除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とし、東海村、那須町において、当該自治体が保管している除去土壌を用いて行う予定。
- 2018年春頃から実証事業工事を開始し、モニタリングを実施して、秋頃を目途に中間取りまとめを行う予定。

茨城県東海村

<実証事業実施予定場所>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
(JAEA)原子力科学研究所敷地内

<実証事業に用いる予定の除去土壌量>

約2,500m³（村内2箇所現場保管されている除去土壌を使用して実施）

栃木県那須町

<実証事業実施予定場所>

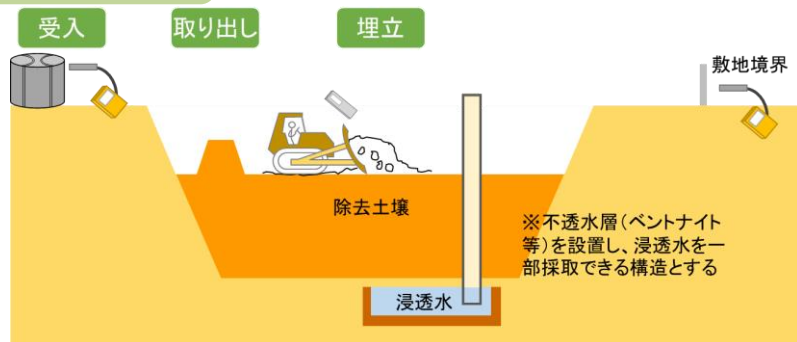
伊王野山村広場内

<実証事業に用いる予定の除去土壌量>

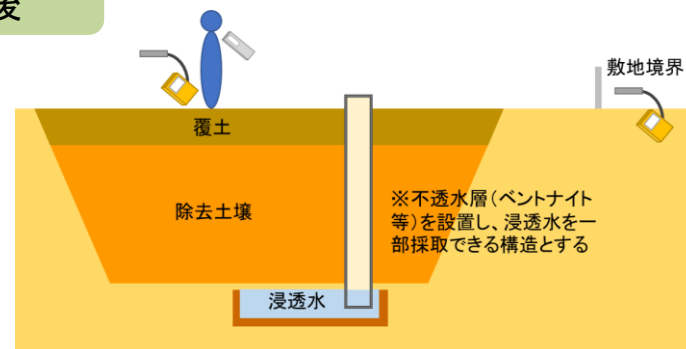
約350m³（同施設内で現場保管されている除去土壌を使用して実施）

【実証事業のイメージ】

埋立作業中



埋立後



関係5県の指定廃棄物に関する状況

- 8,000Bq/kgを超える廃棄物の発生量が多く、保管がひっ迫している5県(宮城県、栃木県、千葉県、茨城県、群馬県)については、国が長期管理施設を整備する方針を提示。
- 各県の市町村長会議での議論等を踏まえ、それぞれの状況を踏まえた対応を実施中。

＜各県の調整状況＞

＜宮城県＞

- 2016年4月、県から国に対し、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理への支援等について要望。
- 2017年7月、県主催の市町村長会議において、指定廃棄物を除く8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物を圏域ごとに処理する方針を決定。現在、試験焼却の開始に向けて調整中。

＜栃木県＞

- 2017年7月、関係市町長会議において、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減策として、地元の意向を踏まえた市町単位での暫定的な減容化・集約化を提案。現在、県・保管市町と調整中。
- 長期管理施設の詳細調査の実施について、地元の理解を得る努力を継続。

＜千葉県＞

- 2016年7月、全国で初めて8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の指定を解除。
- 長期管理施設の詳細調査の実施について、地元の理解を得る努力を継続。

＜茨城県・群馬県＞

- 茨城県に関しては2016年2月、群馬県に関しては同年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針を決定。この方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000Bq/kg以下となったものについて段階的に既存の処分場等で処理することを目指す。

(参考)指定廃棄物の指定解除について

- 放射能濃度が8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2の規定により、当該廃棄物に係る指定を解除することが可能。
- 千葉県、山形県、宮城県の計3県で合計約64トン(指定廃棄物全体のうち約0.03%)が指定解除されている(2018年2月時点)。

【指定解除の実績】

県名	指定解除・処分の状況
千葉県	2017年7月、自治体が保管する指定廃棄物の指定を解除した。なお、当該廃棄物は、最終処分されずにそのまま保管を継続している。
山形県	2016年9月、2017年1月、2カ所で指定廃棄物の指定を解除し、最終処分を行った。この結果、山形県内の全ての指定廃棄物が処理済みとなった。
宮城県	2017年6月及び同年9月、宮城県内の計3カ所で約50トンの指定廃棄物の指定を解除し、一部は焼却による減容化の上、最終処分を行った。なお、指定解除を行った事実は発表せず、問い合わせがあればその事実のみ回答する扱いとし、詳細の情報(何市で、何を、どれくらい、等)は全て非公表とされた。

(参考)指定廃棄物の発生県内処理の方針について

○ 放射性物質汚染対処特措法の基本方針(2011年11月11日閣議決定)において、**県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することが定められている。**

■ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針(2011年11月11日閣議決定)(抜粋)

3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項

(3) 指定廃棄物の処理に関する事項

(前略) 指定廃棄物の処理は、水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については厚生労働省、公共下水道・流域下水道に係る発生汚泥等については国土交通省、工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については経済産業省、集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等及び農林業系副産物については農林水産省と連携して、環境省が行う。また、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。

<第8回放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会での主なご意見(2018年1月22日開催)>

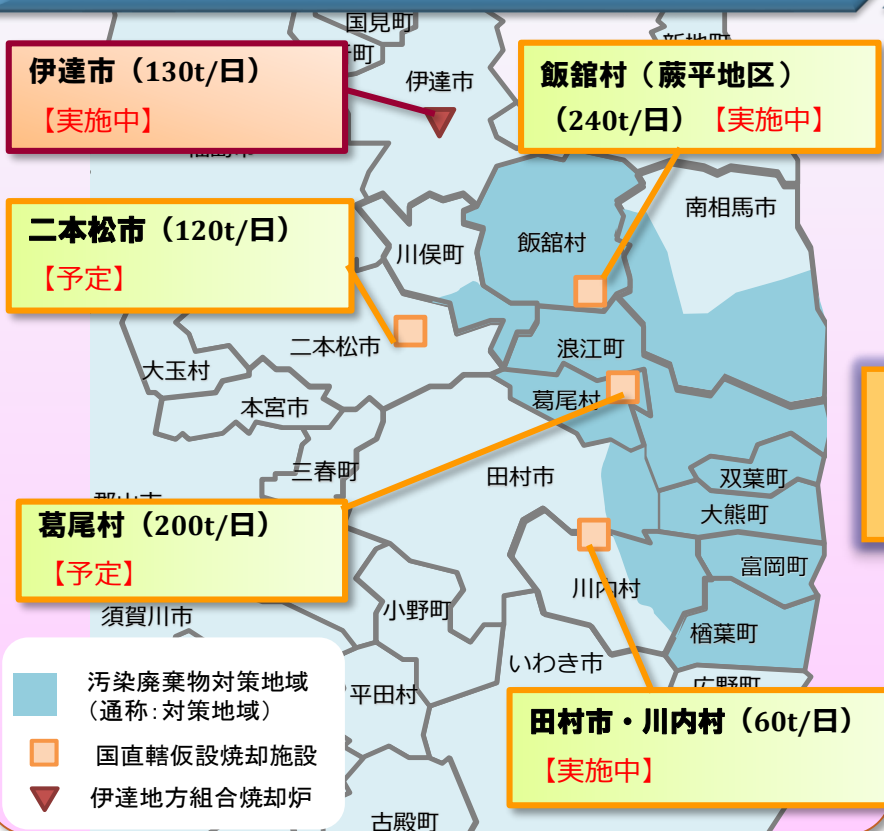
- 福島県は長い間住民が帰れないという状況であり、更なる負担は理解が到底得られない。各県処理に向け、環境省は汗を流し努力をしてほしい。
- 既に安全に管理されており自然減衰もあるが、気になる方はいるだろう。指定廃棄物を東電に引き取らせるとのご意見もあるが、東電が引き取ってもどこかに処分しないといけないため問題の解決にはならない。

年度内に検討会においてとりまとめ案を審議予定

福島における特定廃棄物等の処理に関する各種取組

- 福島県では、関係者による懸命な努力の結果、(1)廃棄物の広域受入れ、(2)仮設焼却炉等での焼却・乾燥等、(3)管理型処分場での埋立処分等、環境回復のための各種取組が進展。
- 環境モニタリングの結果、放射性物質の飛散等による新たな環境汚染は確認されていない。

(1) 廃棄物の広域受入れ

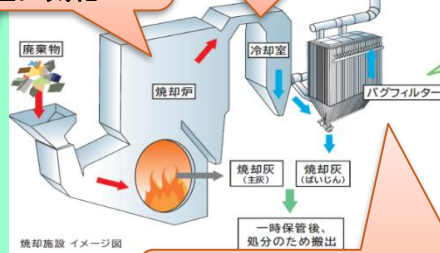


(2) 焼却・乾燥等

- ・ダイオキシン類対策等で確立した安全な処分方法で、廃棄物を減容化。
- ・排ガス中の放射性セシウムは、技術的に検出可能な水準 (検出限界) を全て下回っている。

①800℃以上で放射性セシウムが完全に気化

②200℃以下に急冷 → 放射性セシウムがばいじんに着着



③バグフィルターでばいじんごと放射性セシウムを除去

(3) 埋立処分

- ・福島県内で発生した10万 Bq/kg以下の特定廃棄物等について、2017年11月より搬入・埋立処分を開始。



特定廃棄物埋立処分施設 (旧フクシマエコテッククリーンセンター)

県外における今後の取組

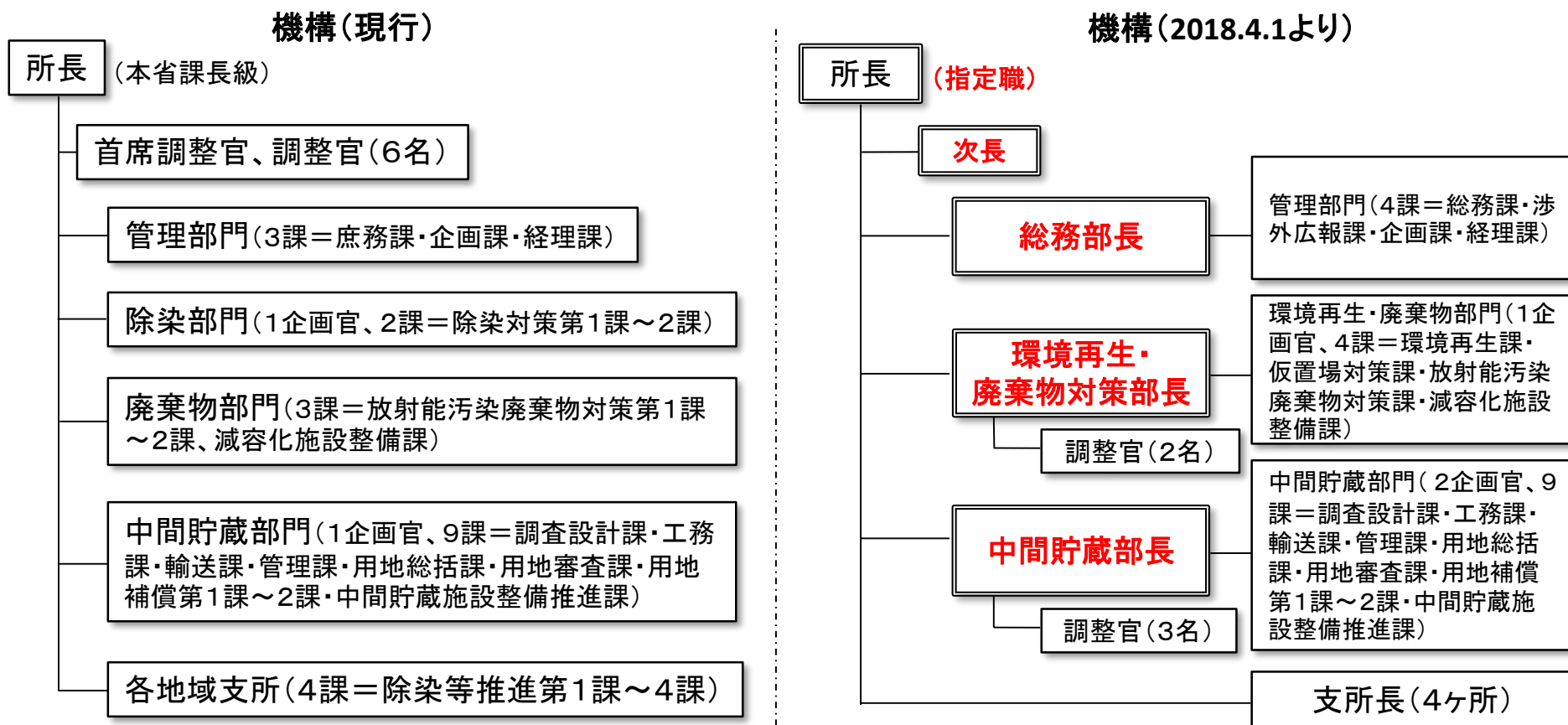
・福島県における取組を積極的に県外に情報発信しつつ、適切に廃棄物の処理が進むよう、丁寧な合意形成を進めていく。

5.環境省の組織体制の強化等

福島地方環境事務所の体制の強化(2018年4月～)

- 高度かつ困難な事業遂行には、首長などとのハイレベルでの調整が必要なため、所長を指定職化。
- 事業量の増大により、所長による一括管理に限界があるため、所長の下に次長、部長を設置。
- 昨年夏の「環境再生・資源循環局」の新設及び今回の福島事務所の体制強化で、復興・創生を一層加速化。

福島地方環境事務所の体制の強化について(案)



(参考)福島地方環境事務所の2018年度の定員については、現行の591名に対し若干の増員(595名)を確保

(参考)除染・汚染廃棄物処理・中間貯蔵施設事業の予算執行状況

(単位:億円)

事業/年度	2011年度 支出済額 (A)	2012年度 支出済額 (B)	2013年度 支出済額 (C)	2014年度 支出済額 (D)	2015年度 支出済額 (E)	2016年度 支出済額 (F)	2017年度 予算現額 (G)	累計額 (A)~(G)	うち累計 支出済額 (A)~(F)
除染	994	3,573	5,693	2,502	4,846	6,565	4,483	28,656	24,172
うち国直轄	137	2,561	2,896	1,145	2,381	2,321	3,246	14,687	11,441
うち市町村	858	1,012	2,796	1,356	2,465	4,244	1,238	13,969	12,731
汚染廃棄物処理	38	193	398	502	824	1,142	2,075	5,172	3,097
中間貯蔵施設	7	19	7	106	183	626	1,796	2,743	947
特定復興再生拠点整備	-	-	-	-	-	-	309	309	-

※ 2017年度予算現額は、2016年度からの繰越額を足した金額。

※ 環境省計上分。除染・汚染廃棄物処理については、このほか内閣府等計上分約2,200億円がある。

※ 四捨五入により計数が合わないことがある。

(参考) 除染等費用の東京電力への求償

- 特措法に基づき放射性物質による環境の汚染に対処するため講ぜられる措置に係る費用は、特措法第44条の規定に基づき、東京電力に支払義務がある。環境省では、これまでに20回に分けて、約1兆9,818億円の求償を順次行い、約1兆4,561億円が応諾されている(2017年12月27日現在)。
- 残りについては、東京電力において証憑書類等の確認に時間を要している等の理由により、現時点で未払いとなっている。

【参考】放射性物質汚染対処特措法の規定

第44条 事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、…関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

2 関係原子力事業者は、前項の措置に要する費用について請求又は求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならない。

支払額の内訳

(億円)

	支払額／求償額 (支払率)	
①除染	12,880	16,834 (77%)
うち、国直轄除染	7,252	9,379 (77%)
うち、市町村除染	5,628	7,455 (75%)
②中間貯蔵	474	731 (65%)
③汚染廃棄物処理	1,208	2,254 (54%)
総額	14,561	19,818 (73%)

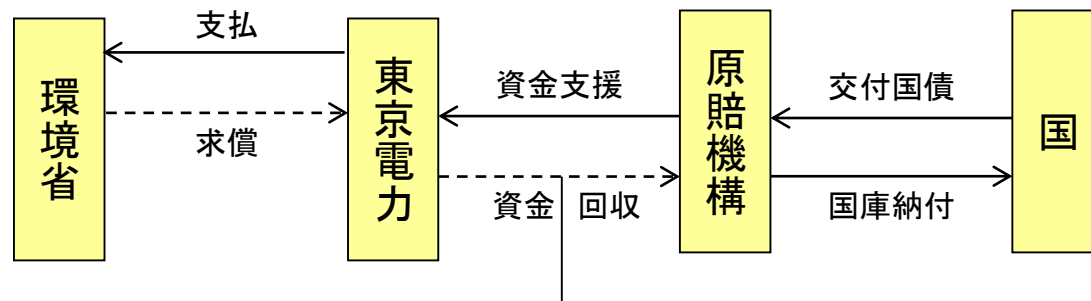
※上記の他に内閣府等求償分がある。

※支払額には支払予定額(応諾額)を含む。

※このほか、11月末に約3,750億円(うち、国直轄除染約529億円、市町村除染約2,532億円、中間貯蔵約151億円、汚染廃棄物処理約537億円)を求償済。

【参考】東京電力への支援スキーム

東京電力において必要となる資金繰りは、原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への交付国債の交付・償還により支援されている。



2016年12月の閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」によれば、

- ①除染・汚染廃棄物処理費用相当分は原賠機構保有の東電株式売却益により回収
- ②中間貯蔵施設費用相当分はエネルギー特会から原賠機構に交付する資金により回収するものとされている。